



# 島根県報

平成30年4月20日（金）

第2,998号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の所在地の変更	（       "       ）	2
平成29年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（畜 産 課）	2
平成30年度地方の臨時種畜検査の実施	（       "       ）	2
県営土地改良事業計画の決定（2件）	（農 村 整 備 課）	3
島根県土地利用基本計画の一部変更	（用 地 対 策 課）	3

### 【公 告】

基本測量の終了	（技 術 管 理 課）	4
---------	-------------	---

### 【特定調達公告】

平成30年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の落札者等	（道 路 維 持 課）	4
-----------------------------	-------------	---

### 【正 誤】

平成30年3月23日付け島根県報号外第24号中	（総 務 課）	5
-------------------------	---------	---

## 告 示

### 島根県告示第299号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年4月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
つのづ薬局	江津市都野津町2363-12	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年4月1日
訪問看護ステーションひなた	松江市馬潟町98-1	精神通院医療	平成30年4月10日

### 島根県告示第300号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成30年4月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関			自立支援医療の種類	変更年月日
名 称	所 在 地			
	変 更 前	変 更 後		
出雲看護サービスセンター	出雲市塩冶町1287-10	出雲市今市町新町827-21	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年3月10日

### 島根県告示第301号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成29年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成30年4月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11378299140	久百合（全和17子島黒1170165）	肉用牛 黒毛和種	2級

### 島根県告示第302号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、平成30年度地方の臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成30年 4 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 実施する地域

県内一円

## 2 実施期日及び場所

平成30年 5 月 19 日から平成31年度定期種畜検査の開始の日までに当該区域を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日時及び場所

**島根県告示第303号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 4 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
池田北地区区画整理事業（県営農地整備事業（中山間地域型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

**島根県告示第304号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 4 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
真田地区区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	吉賀町役場

**島根県告示第305号**

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定による島根県土地利用基本計画を次に掲げる区域について変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、変更後の島根県土地利用基本計画は登載を省略し、その関係書類を島根県土木部用地対策課並びに松江市役所、益田市役所及び奥出雲町役場に備え付け一般の縦覧に供する。

平成30年 4 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市、益田市及び奥出雲町の一部

**公 告**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成30年3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年4月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報） 修正）  
基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 作業地域  
県内全域

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年4月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 物品等の名称、数量及び配車先
  - (1) ロータリー除雪車（2.2m級）、1台、雲南県土整備事務所
  - (2) 凍結防止剤散布装置（1.5m<sup>3</sup>）、1台、出雲県土整備事務所
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日  
平成30年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - 1(1)：コマツ山陰株式会社松江支店 支店長 高木 孝二 島根県松江市東津田町1266番地1
  - 1(2)：株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10
- 5 落札金額
  - 1(1)：44,280,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
  - 1(2)：4,028,400円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成30年3月2日

**正 誤**

---

平成30年 3 月23日（島根県報号外第24号）公布島根県条例第 8 号島根県県税条例の一部を改正する条例附則第 4 項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号）」は、平成30年 3 月31日地方税法等の一部を改正する法律の公布により「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 3 号）」となった。